

くらしの相談所



【問合せ先】 市民生活課市民相談センター・消費生活センター（☎28-9110）

親切・安心・お得の「点検商法」にご注意を

【事例1】

業者から「大雪で屋根が歪んでいる。屋根工事は火災保険を利用できるから、申請代行する」と言われた。契約書をよく見たら代行手数料を40%支払うことになっていた。

【事例2】

業者から「床下の消毒をしませんか」と勧められ、低価格だったので契約した。その後、業者に「床下を確認したらゴキブリ駆除とシロアリ予防の消毒も必要だ」と言われたため、追加で30万円を支払った。

【トラブル回避のポイント】

- ▼突然訪問してきた業者には、容易に点検させない
- ▼すぐに契約せず、数社から見積もりを取る
- ▼保険金を利用できるという話には気をつける
- ▼少しでも不安を感じたら、消費生活センターなどに相談する

市民生活相談・消費生活相談

市民相談センター・消費生活センター（ヨリネスしばた1階）では、「心配ごと相談」や「消費生活問題の相談」を受け付けていますので、ご利用ください。

開設時間＝土・日曜日、祝日・年末年始を除く
9:00～16:00（受付は15:30まで）

司法書士による無料消費生活相談 要予約

相談は、1人30分まで、年度に1回限りです
とき＝3月7日⑩13:30～16:30
ところ＝消費生活センター（ヨリネスしばた1階）
予約先＝同センター（☎28-9110）
※3月6日⑩15:30までに予約してください